

## 議案第1号

### 我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月2日提出

我孫子市長 星野 順一郎

#### 提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、標準化基準に適合したシステムに住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることから、当該機能に関する事務を個人番号を利用する事務に加え、並びに当該事務に関する情報を市長及び教育委員会において利用し、及び提供する情報に加えるとともに、条文を整備するため提案するものです。

## 我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>法別表の各項の下欄に掲げる事務</u> とする。	第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。
2及び3 略	2及び3 略
<u>4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する</u>	

情報（以下「住登外者宛名関係情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

**5 第2項又は第3項**の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
	略
<b>5 市長</b>	<b>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</b>
<b>6 教育委員会</b>	<b>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</b>

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
	略	
14	生活に困窮す	略

**4 前2項**の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
	略	
14	生活に困窮す	略

市長	る外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの <b>住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの</b>	市長	る外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
略					
17 市長	我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	略 重度障害者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの <b>住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの</b>	17 市長	我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	略 重度障害者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	我孫子市子ども医療費の助成に関する規則による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	略 重度障害者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの <b>住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの</b>	18 市長	我孫子市子ども医療費の助成に関する規則による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	略 重度障害者医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
略					

20	我孫子市重度 市 長 の支給に する条例によ る障害者医療費 の支給に する事務であつ て規則で定め るもの	略 子ども医療費助 成関係情報であ って規則で定め るもの  <u>住登外者宛名関 係情報であって 規則で定めるも の</u>
20	我孫子市重度 市 長 の支給に する条例によ る障害者医療費 の支給に する事務であつ て規則で定め るもの	略 子ども医療費助 成関係情報であ って規則で定め るもの

別表第3（第5条関係）

情報 照会 機関	事務	情報 提供 機関	特定個人情 報
略			
2 市 長	略		
3 市 長	<u>住登外者宛 教育 名番号管理 機能による 住登外者の 情報の管理 に関する事 務であって 規則で定め るもの</u>	<u>住登外者宛 名関係情報 であって規 則で定める もの</u>	
略			
4 教	略		

別表第3（第5条関係）

情報 照会 機関	事務	情報 提供 機関	特定個人情 報
略			
2 市 長	略		
3 教	略		
略			

育 委 員 会			育 委 員 会
5 教 育 委 員 会	<u>住登外者宛</u> <u>名番号管理</u> <u>機能による</u> <u>住登外者の</u> <u>情報の管理</u> <u>に関する事</u> <u>務であって</u> <u>規則で定め</u> <u>るもの</u>	市長	<u>住登外者宛</u> <u>名関係情報</u> <u>であって規</u> <u>則で定める</u> <u>もの</u>

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。